

第3回 草津市隣保館等運営審議会 における議論・意見のポイント

今回（第3回）の審議の目的



前回（第2回）決定した『3つの議論のポイント』（1）と（2）について皆様からご意見やご提案をいただき、要点等をまとめていきます。

【3つの議論のポイント】

「開かれた」隣保館等に向けた



※次回（第4回）以降の審議会で審議します。

具体的には、

一つ目 ◆議論のポイント(1)と(2)について



日頃の活動や個人としての“委員のみなさま視点”でお考えいただいた具体的な取組についてご意見・ご提案をお願いいたします。

(Ex.) (1) 交流・利用の活性化について

- ・みなさまの活動拠点として貸部屋等を利用してみませんか（活動場所の確保に困っていませんか？）
- ・サロン、調理室、健康器具、カラオケ、大画面TV等充実した設備を利用しませんか
- ・軽運動可能な施設もあります。室内スポーツを楽しんでもみませんか
- ・団体の啓発促進に隣保館等を活用してみませんか
- ・隣保館等とお祭りや各種講座等のイベントを共催してみませんか
- ・共催を通し、利用団体会員様の輪を広げていきませんか など…

(2) 相談事業の強化および新たな展開を図るうえで

- ・みなさまにおいて、どのような相談を受けますか
- ・相談ごとで困られていることはありますか
- ・みなさまの活動と情報連携できることはありませんか
- ・みなさまが行われている相談活動において隣保館等を利用しませんか
- ・隣保館等でどんな相談ができれば良いと思いますか など…

あらゆる人権

交流・利用

認知・啓発

まちづくり

子育て

高齢者

健康

二つ目 ◆ご意見・ご提案いただいた取組について



実施するうえでの課題やポイント、および効果などについて意見交換します。

(Ex.) (1) 交流・利用の活性化について

- ・定期的に活動やイベントを開催する会議室を確保できるのか
- ・ご自身の経験において、広報の好事例や失敗談などはありますか など…

(2) 相談事業の強化および新たな展開を図るうえで

- ・守秘義務の問題から相談内容の連携は制限されるのではないか など…